



【ごあいさつ】皆様、いかがお過ごしでしょうか。

今月は労働基準監督署の調査の概要について、お伝えします。



【1】平成27年4月～6月の監督指導結果（平成27年9月厚生労働省公表）

(1) 監督指導を実施した事業場 2,362事業場

(調査対象は100時間超の残業や過労死等の労災申請があった事業場で)

(2) 主な違反内容（上記(1)のうち、法律違反があり、是正勧告書が交付された事業場）

① 違法な時間外労働があったもの 1,479事業場（62.6%）

①のうち、法定を超える時間外労働や法定休日について最も長かった労働者の時間数

1か月あたり100時間を超えるもの 921事業場（62.3%）

さらに、そのうち、1か月あたり150時間を超えるもの 203事業場（13.7%）

さらに、そのうち、1か月あたり200時間を超えるもの 35事業場（2.4%）

さらに、そのうち、1か月あたり250時間を超えるもの 12事業場（0.8%）

② 賃金不払残業があったもの 252事業場（10.7%）

長時間労働により、脳・心臓疾患が発症しやすくなったり、心の調子が悪化しやすくなる傾向があり、労働基準監督署も長時間労働への監督指導に力を入れています。

従業員の皆さんが、健康で長く働ける職場づくりを一緒に考えていきませんか

（今月は、裏面に法令遵守チェックシートを掲載しました、宜しかったらお使いください）



## ことばの花束

「社会保険労務士法は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする」

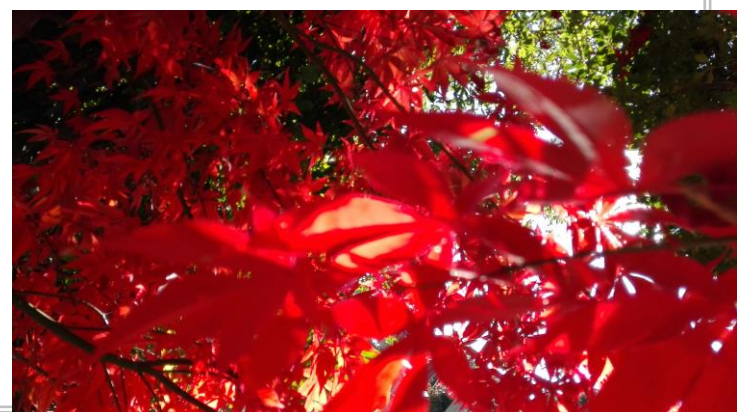
… 社会保険労務士法 第1条（目的）より …

法律の第1条は、その法律が目指すもの（＝目的）が書かれていることが多いのですが、社労士法の第1条には、社労士が求められるもの、果たすべき役割が書かれています。土業の倫理観が、より厳しく問われる時代となってきました。社労士として期待される正しい役割を果たしていきたいです。

## ～ちょこっとコラム～



昨秋、紅葉の時期に、松戸市にある本土寺を訪れました。緑、黄色、オレンジ、赤と様々な色のモミジが互いに重なりあい、太陽の柔らかい光がもみじを透過して、それぞれの色をより鮮やかに映し出していました。もみじが織りなす景色が目と心に染み入るひとときでした。（下記は、本土寺の紅葉です）



# 法令遵守 チェックシート

チェック日：平成 年 月 日

## 【労働基準法関係】

作成書類	実施義務	労働基準監督署への届出	チェック欄
時間外・休日労働に関する協定届 (=36協定)	時間外労働・休日労働をさせようとする場合	○	できている ・ できていない
就業規則届/意見書	常時10人以上の労働者を使用している事業場の場合	○	できている ・ できていない
変形労働時間制に関する協定届 (1箇月・1年・1週間) ※就業規則の記載でよい場合もあり	変形労働時間制を導入する場合	○	できている ・ できていない
年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定書の作成	年次有給休暇の与える時季を指定して計画的に付与する場合	不要	できている ・ できていない
賃金控除の労使協定書	毎月の賃金から法令で認められている以外のものを控除する場合	不要	できている ・ できていない

※ 協定書の労働者代表の選出については、法律に則った方法にて選出する必要があります。

## 【労働安全衛生法関係】

作成書類、実施業務等	実施義務	労働基準監督署への届出	チェック欄
雇入れ時の健康診断の実施	雇入れ時	不要	できている ・ できていない
定期健康診断の実施	1年以内ごとに1回	○ (※50人以上)	できている ・ できていない
定期健康診断(深夜業務従事者、一定の有害業務等)	6ヶ月以内ごとに1回	○ (※50人以上)	できている ・ できていない
ストレスチェックの実施	1年以内ごとに1回	○ (※50人以上)	できている ・ できていない
衛生管理者の選任	常時50人以上の労働者を使用している事業場の場合、衛生管理者を選任	○ (※50人以上)	できている ・ できていない
安全管理者の選任	建設、製造、運送等の一定の業種であって、常時50人以上の労働者を使用している事業場の場合、安全管理者を選任	○ (※50人以上)	できている ・ できていない
衛生推進者の選任 (一定の業種の場合、安全衛生推進者を選任)	常時10人～49人までの労働者を使用している事業場の場合、衛生推進者を選任	不要	できている ・ できていない
産業医の選任	常時50人以上の労働者を使用している事業場の場合、産業医を選任	○ (※50人以上)	できている ・ できていない
衛生委員会の開催 (一定の場合、安全衛生委員会を開催)	常時50人以上の労働者を使用している場合、1か月以内ごとに1回開催	不要	できている ・ できていない
労働者死傷病報告 (休業日数4日以上・4日未満)	労働者が労働災害により休業または亡くなった場合	○	できている ・ できていない

(※50人以上)とは→一つの事業場で常時50人以上の労働者を使用する場合に、対応が必要となります。

不明点はお気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士まつもと事務所：電話 0480-25-0378 / FAX 0480-53-6432